

神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定について

神戸市危機管理局・健康局



新型インフルエンザ等対策行動計画とは

- 新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、感染の拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、2013年に策定（2017年に一部改定）
- 国の計画に基づき、都道府県が計画を策定
- 市町村は、都道府県行動計画に基づいて計画を策定
※本市では、2014年に策定
- 根拠法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

改定の趣旨

【改定の趣旨】

- ・現在の市行動計画は2014年に策定
- ・政府行動計画が約10年ぶりに抜本的改定
(2024年7月)
- ・県行動計画についても抜本的改定
(2025年3月)

【市としての新たな取り組み】

- ・新型コロナウイルス感染症への対応の検証
- ・感染症神戸モデル等のDXを活用し、情報収集・発信による感染対策の強化
- ・神戸市健康科学研究所の体制を強化し、病原体分析のさらなる強化(ARIを含む)



新たな市行動計画に基づき、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ、それら以外も含めた幅広い感染症危機に対応できるよう、取り組んでいく。

改定のポイントの振り返り

項目	現計画	改定のポイント
策定／改定	2014年策定	2025年改正（約11年ぶり、初の抜本的改正）
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、それ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
発生段階 ↓ 対策段階	<p>【発生段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生早期（市内未発生期） ④市内発生早期 ⑤市内感染期 ⑥小康期 	<p>【対策段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①準備期 ②初動期 ③対応期（4区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 病原性やワクチン等の状況、感染症の変化等に応じて柔軟かつ機動的な対策の切り替えを実施 </div>
平時の準備	未発生期の対応として記載 訓練の実施は明記せず	準備期の取り組みを充実 平時から実効性のある訓練を定期的に実施
幅広い感染症に対応	比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応 対策の機動的切替え
対策項目	<p>6項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施体制、②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、 ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保 	<p>13項目に拡充し内容を精緻化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、⑤水際対策、 ⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、 ⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬市民生活・市民経済 <p>※赤字項目が新規</p> <p>+新型コロナウイルス感染症に対する市の対応検証も踏まえる</p>

パブリックコメント結果

案件名	神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画改定案について
実施期間	2025年9月16日～10月15日
意見提出人数 (内 団体数)	0人(参考意見1人)
意見数	0件(参考意見1件)
いただいた意見による 修正箇所数	0箇所
意見に対する考え方を 公表する日時	意見なし
意見に対する考え方を公表するホー ムページのアドレス	https://www.city.kobe.lg.jp/z/kikikanrishitsu/influ/kodokeikaku.html

兵庫県への意見聴取結果

- 意見なし（コメントあり）

県からのコメント

BE KOBE

頁	項目	小項目	内容	神戸市の対応
10	第2部 第3章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	(2)感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応のい。大きな流れ) 図2 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方(イメージ図)	P10の図2では大臣公表と政府対策本部の設置、対応期開始が同時にになっているように見えます。順番でいうと大臣公表→政府対策本部の設置→対応期の開始であるため、正しくは同時ではないことを図で示しています。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/documents/r60_2_03_02_jisshikoumoku.pdf ただ時間はずれているものの実際は同じ日に行われることが想定されるため、上記ご認識の上でイメージ図ではこのようにされているのであれば特に問題ないと考える。	修正なし イメージ図のため
65他	第3部 第8章 医療	第1節 準備期 (2)対応 1-1-1.帰国者・接触者相談センター等の整備 他	「帰国者・接触者相談センター」という文言を使用されていますが、過去情報提供いたしました統括庁のQA内のNo.54で「相談センターに改称」と記載がございます。 こちらのNo.54をご認識の上で市の判断で市独自の用語として使用されるということでしたら県として意見ございませんが、参考までに統括庁のQAに関連の記載があるのでお伝えいたします。 なお市計画P111では「相談センター」となっていますので、文言を統一された方がいいかと思います。	修正 P.111は帰国者・接触者相談センターに修正
72、74	第3部 第8章 医療	第3節 対応期 (2)対応 3-2-1-2.帰国者・接触者相談センター、市民健康相談センターの強化 図6【流行初期期間の医療体制】 他	図6、図7内に「専用外来」とあるが、「発熱外来」ではないか	修正 発熱外来に修正

県からのコメント

頁	項目	小項目	内容	神戸市の対応
104	第3部 第13章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	第3節 対応期 (2)所要の対応 3-1-7.埋葬・火葬の特例等	手引きの記載に準じて、以下のように項目追加してはどうか。 「① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、市営火葬場の火葬炉を可能な限り稼働させる。」	追記なし 市内には市営火葬場しかなく当然に稼働させるため
104	第3部 第13章 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	第3節 対応期 (2)所要の対応 3-1-7.埋葬・火葬の特例等 ②	手引きのとおり、下線部を追記してはどうか。 「② 市は、 <u>県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、…</u> 」	追記なし 市内には市営火葬場しかなく当然に稼働させるため